

国民健康保険 一人平均で年 4,400 円の保険料値上げは中止を！

4 月から、国民健康保険財政が県単位に 1 本化され、政令市で一番高い保険料がさらに引き上げられます

所得の低い世帯で保険料がアップ

保険料率が変わります。所得に応じて賦課される「所得割」が引き下げられ、どの世帯にも同じように賦課される「平等割」「均等割」が引き上げられ、所得の低い世帯で保険料負担が増えます。

一方、赤字補てん分一般会計繰入れは、7,000 万円も減額されます。

| | (現行) | (改定後) |
|-----|----------|----------|
| 所得割 | 9.3% | → 8.34% |
| 均等割 | 28,800 円 | 35,100 円 |
| 平等割 | 22,600 円 | 25,600 円 |

*これは、医療分です。
後期高齢者分・介護分でも、所得割が下がり、均等割・平等割が上がります。

一般会計繰り入れを増額し、保険料の負担軽減を

市民アンケートでも、高すぎる保険料に悲鳴が上がっています。

上野みえこ議員は一般質問で、新年度予算でさらに減額されている一般会計繰り入れ赤字補てん分を増額し、政令市で一番高い保険料の負担軽減を市長に求めました。

市長は、「国保の保険料負担額は重いものがあると認識している」と

答えました。負担感を認識するならば、高い保険料は引き下げるべきです。

【市民アンケートの声】

- ・会社員の時に比べて年間約5万円も増え、その高さに驚いた。これがさらに値上げされるとなると年金生活者には大打撃。
- ・アルバイトで、国保料をまともに支払えなくて、病院に行きたくて

【モデル世帯における保険料率改定の影響】 (年間保険料で比較)

- ① 所得なし、60 歳代夫婦 2 人
30,750 円 → 36,600 円 (+5,850 円)
- ② 所得 100 万円、夫婦・子ども 2 人の 4 人世帯
196,720 円 → 205,855 円 (+9,135 円)
- ③ 所得 150 万円、夫婦・子ども 1 人の 3 人世帯
250,750 円 → 257,497 円 (+6,747 円)
- ④ 所得 200 万円、夫婦・子ども 2 人の 4 人世帯
399,070 円 → 405,015 円 (+5,945 円)

【控へ座(1)】
なすまどか

先日、地元の中学校の卒業式に参加させていただきました。式の最後には、保護者挨拶があるのですが、ある父親の言葉がとても印象的でした。

「お風のうたた寝のあと、ほんやりと思いつく午前中のような、あつという間の15年でした」とあいさつが始まります。「なすもたち、本当ならば、お祝いの言葉を言わなければならぬが、まずはお礼を言いたい。」との言葉に続き、「生まれてきてくれありがとう。育ってくれてありがとう。そして、私たちの子どもであってくれてありがとう」と、子どもへの感謝の思いを丁寧に語られました。親として子を尊重し、互いに向き合いながら歩んできた15年間が詰まった言葉に、胸が熱くなりました。

私自身も7年間子育てをしています。思い返せばあつという間に子育ての期間は過ぎ去っていくのだなあと、ほんやりではあります。実感しています。

「子どもは、小さいころから一人の人間として自分の人格を大事にされたいと強く願っている」—— 八洲学園大学の 中田教授の言葉です。

貧困、競争社会、ネット社会など、複雑な環境の中で生きていく子どもは、一日一日に、しっかりと向き合っているのか？また、子どもを一人の人間として尊重し接することができるのだからうか？と自分自身を振り返る機会を与えてくれた卒業式の挨拶でした。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町 1-1 3 階

NO. 1089
2018年3月25日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団

検索

就学援助の拡充と分かりやすい制度周知

3月13日、総括質疑が行われ、なすまどか議員が就学援助制度の拡充とともに、所得基準を給与額で示すなどわかりやすい周知に努めるよう求めました。



クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代を費目に加え、制度の充実を!

国は2010年より、就学援助の補助対象品目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を新たに加え、交付税措置が行われています。

なす議員は、保護者の実態も示しながら、3費目への支給を求めるとともに、東京都の自治体などで実施している卒業アルバム代を就学援助の支給メニューに加えるよう求めました。遠藤教育長は、「現時点で実現は難しいが、保護

給与基準額などを示し、対象者がだれでも制度を活用できるよう改善を!

就学援助を受けることができる基準は、生活保護の1.25倍とされています。しかし、世帯人数や持ち家か借家かなどで基準が変わるために、自分が対象となっているのかわからないまま制

就学援助とは?

義務教育中、経済的な理由で、就学費用が負担できない家庭の子どもたちへ、その費用の援助をする制度です。就学援助が決定すれば、学用品代・給食費・修学旅行費などが支給されます。

者の費用負担の実態把握に努める」と答弁しました。

度を活用できない事例も生まれています。わかりやすい周知に努め、対象者が誰でも利活用できるよう改善を求めました。

予算決算委員会・総括質疑

やまべひろし委員

熊本地震発災から2年—新たな課題や不安に応える取り組みを

擁壁・宅地地盤被害—資力のない世帯へは市独自の支援の拡充を

復旧に多額の費用を要する、擁壁・宅地地盤被害。

市では、県の基金による「宅地復旧支援事業」を行っていますが、支援の申請には、工事の領収書の提出が必要です。つまり、工事費全額をいったん自己負担しなければ、支援が受けられません。

また、実際の支援も工事費50万円までとそれ以降の3分の1の額は自己負担になります

支援の申請にあたっては請求書あるいは見積書でも認めること、ま

た資力がなく補修に踏み切れない世帯には、自己負担50万円の引き下げ、補助率3分の2の引き上げ、また金融機関から借りた際の利子補給などの支援拡充策が必要です。

申請時の領収書提出の見直しを県に求めること、また本市独自の低所得者への支援が求められます。



時間の経過と共に生まれる新たな不安—これまで以上に住民の声を聞く取り組みを

発災から2年。住民の間では、これまでにはなかった新たな悩みや不安が出てきています。

「仮設団地の集約が行われ、別の場所へ移転を迫られるのでは?」、「復興が進んでいるという雰囲気の中で、困っている現状を訴えにくくなるのではないか」など、心配が絶えません。

こうした不安の解消のためには、住民の声を募るかたちではなく、行政がこれまで以上に地域に出向き、直接住民の声を聞くことが求められます。

住民が率直に不安や意見を話すことができる環境づくりが必要です。

